

四日市市婦人問題研究会報告書

四日市市における 女性の地位向上をめざして

〔平成2年3月〕

四日市市婦人問題研究会

はじめに

1975年の「国際婦人年」を契機に、女性のまわりに数多く残されている様々な問題がクローズアップされるようになった。このような「婦人問題」といわれる、女性というだけで差別され、自由な生き方が保障されることのなかった長い歴史を、私たちはどう考えたらよいのであろうか。

1987年5月に、国は『西暦2000年に向けての新国内行動計画』を策定し、その中で「男女共同参加型社会の形成」をうたっている。それは、男性だけが参加する社会、女性だけしか参加しない社会ではなく、男性も女性も共に参加していく社会であり、このような姿こそ、自然でありバランスがとれた社会なのである。

この婦人問題は、何も女性が男性を凌ごうと意図するものでは決してない。男性も女性もお互いがそれぞれに相手を敬い、相手を思いやる心を持つてゐることを願うものである。性のちがいを否定することができないのと同様に、男にしかできないこともあり、女にしかできないことがあることも事実である。

男性が女性化し、女性が男性化しているといわれる。この表現が妥当なものかどうかは別として、両性化、無性化することが男女同権であるとはだれも思わないであろう。男女それぞれが、自分たちのできる部分を、それぞれの人権を尊重しながら、協力して生きていくことが大切である。

「男だから、女のくせに、男として、女みたいに」というように、決めつけられたイメージが、本当の男を見失い、女を見失わせてしまったのではないだろうか。

人がこの意識をつくり、人がその意識に悩まされるという矛盾に対し、人が無意識に従っている現実を認識しなければならない。自然の摂理に従い、人間の知恵によって、これらの矛盾と不合理を質していくことは可能であろう。そう信じたいものである。

また、この婦人問題の解決が、実は男性の様々な問題の解決につながる

ことも見落としてはならない。女性の幸せだけでなく、女性も男性もすべての人が幸せとなれる社会を目指している。女性がいきいきと生きることのできる社会、それが男性にも人間らしい生き方を取り戻せる社会でもあろう。

当「四日市市婦人問題研究会」は、このような認識のもと、本市の女性に関する施策の問題点を探り、今後の進むべき方向と、具体的な施策について、忌憚のない提言を行うものである。

なお、当報告書においては、「婦人」のことばのもつかたよりを考慮し、「女性」という表現を用いるよう意を配したが、「婦人問題」として用いる場合など、一部にこの表現を残したことをお断りしたい。しかし、近い将来において、この「婦人問題」ということばが死語となることを期待するものである。

平成2年3月31日

四日市市婦人問題研究会

座長 平川 亮一

目 次

	頁
I. 四日市市における婦人問題への取組の経過	1
II. 婦人問題の視点と方向	4
婦人問題の視点	4
基本的方向	6
III. 婦人問題施策体系表	15
IV. 施策への提言	17
1. 社会参加の促進	19
2. 男女の雇用機会均等の確保と 就労環境条件の向上	29
3. 健康の増進	37
4. 福祉の充実	44
5. 男女平等意識の向上と 学習活動の促進	55
6. 推進体制の整備充実	64
V. まとめ	66

付 録

- (1) 四日市市婦人問題研究会会議経過
- (2) 四日市市婦人問題研究会設置要綱
- (3) 四日市市婦人問題研究会委員名簿

II. 婦人問題の視点と方向

□婦人問題の視点

家事の合理化や育児期間の短縮など女性のライフサイクルの変化に伴い、女性が社会に出て働く機会が増える傾向にある。そして、女性は、精神的に経済的に自立することを望み、自己の能力を伸ばしたり発揮できる場を求めている。

しかし、多くの女性たちにとって、子供や老人の介護についての不安や、社会の古い固定観念や制度により、その願いは十分果たされているとは言いがたい。

日本国憲法は、個人の尊厳と両性の本質的平等を理念として、性による差別をはじめ、すべての人が自由で平等な生活を営むために基本的人権を保障している。にもかかわらず、社会における女性をとりまく環境の中には、いまだに雇用における不当な処遇などの制度や慣行に起因するものや、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別による役割分担意識からくる社会の慣習によるものなど、ただ「女である」というだけの理由で、行動を抑制されたり差別されたりするという様々な問題が存在している。

これらは、これまでの長い歴史を通して、私たち自身が、家庭生活や社会の制度の中で、男性も女性も無意識のうちに差別的な固定観念として意識づけられたものである。この意識が、女性にとって耐えがたい制度や慣行を生み出し、その制度や慣行が、固定観念をさらに強化し、また新たな差別的な意識を生んでいくという悪循環を引き起こしている。

この婦人問題は、そこに「意識」に関わるものが存在するがゆえに、複雑でむずかしいものになっている。しかし、婦人問題は、人類にとっての当然の哲理ともいえるべき、「女性も男性と平等に人間として生きる」ことへの願いを提起しているにすぎない。

女性が、「人間としての尊厳」を保障されるには、大きな厚い壁となっている従来の差別的な制度・慣習を改め、社会全体の意識を改革していかなければならない。

この世のなかから差別をなくし、女性が自ら主体的な生き方を自由に選択し、平等・対等な人間として、男性とともに共同して社会を支え合っていくことを目指すことが、婦人問題の解決に向けての根本的な考え方である。

そして、私たちの幸せな暮らしの最も重要な基盤である、人類全体の平和の維持をめざし、国際理解に基づく国際協力や世界平和への女性の積極的な参加と貢献が期待されてくる。

そこで本市は、これからの21世紀に向けて、「女性の地位向上」をめざし、次の6つの基本的な課題について、具体的な施策を展開しなければならない。

1. 社会参加の促進
2. 男女の雇用機会均等の確保と就労環境条件の向上
3. 健康の増進
4. 福祉の充実
5. 男女平等意識の向上と学習活動の促進
6. 推進体制の整備充実

以下、それぞれの課題について、今後努力していくべき施策の基本的な方向について示してみる。

□基本的方向

1. 社会参加の促進

「家内」という言葉に表されるように、これまで結婚後の女性は内において、家を守り、家事を行い、子供を育てることが本分とされ、家を空けて外で何かをすることとは、特に家庭婦人にとっては、異端視され勇気のいることであった。まして、家の外に職業を持ったり、男性をさしおいて組織のトップに立つことなどは、男性のみならず女性の間でも非難の対象になりがちであった。

しかし、近年、家事の合理化等による自由時間の増大や少子化傾向による育児時間の短縮が進むなど社会情勢の変化等により、「女性が外に出る」ことについての社会の反応も次第に変化し、却って、積極的に社会参加をしていくべきだという考え方が強まる傾向にある。

女性が、生き甲斐のある豊かな人生を送るには、一人一人の自由な意思による生き方が保障されねばならない。家事に専念することに生き甲斐を見出す人もあれば、社会の中で大いに活躍することを望む人もある。人それぞれに生き方は異なる。その中で自己実現を図る道が自らの選択により決定されるべきである。

また、一方において、女性のもつ生活に根ざした智恵や経験を、女性にしか気付かないこまやかな感覚を、ボランティア活動などを通して地域社会の発展のためにも生かしていくことが求められている。これまでの男性中心の考え方、論理で進められてきた地域社会に、女性の立場からの感覚を吹き込み、バランスのとれた社会へと変えていかなければならない。

現在、女性の多くが、共に考え、悩み、行動する仲間が見出せない状況にある。女性の社会参加を促進するためには、地域社会における女性のネットワークづくりを進め、活動に参加できる条件整備を図り、女性が相互に協力しあえる基盤をつくり上げることが大切である。真

の自己実現は、人と人の関係の中で達成し得る。家庭にある女性も、地域のネットワークの一員として位置づけられねばならない。

そして、男性と女性が共に参加しつくり上げる社会の実現をめざして、女性の意見を積極的に取り入れていく社会の姿勢を整え、重要な政策決定に参加し、その能力が十分生かされるよう配慮されねばならない。

また、これら女性が積極的に社会参加が果たせるよう、学習や交流の機会や場の提供、ネットワークづくりのための情報の提供、女性のための施策を調査研究する総合的な機能を有する女性の活動拠点施設の建設について、早急に検討を進めるべきである。

2. 男女の雇用機会均等の確保と就労環境条件の向上

近年、女性自身はもとより、女性をとりまく社会的環境も大きく変化してきた。

昭和63年の女性雇用者は、1,670万人であり、これは、雇用者全体の36.8%となり、年々増加傾向にある。21世紀を迎えようとしている現在、国の内外を問わず、社会全体が男女平等の実現にむけて流れている。

いま、徐々に女性の自立が確立されつつあり、男女平等への意識変革も前進し、男女平等を基礎とした法制度も整備されてきた。昭和61年4月に施行された「男女雇用機会均等法」（以下「均等法」）は、その目的について、「この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理想にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会、及び待遇が確保されることを促進するとともに、女子労働者について、職業能力の開発及び向上、再就職の援助、並びに、職業生活と家庭生活との調和を図る等の措置を推進し、もって女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的とする。」と定めている。（第1条）。

さらに、企業の側においても、均等法施行を境に、制度上での男女平等への対応もみられるようになってきた。

今後の婦人問題を考えた場合、女性の労働問題はその中心的課題である。労働の歴史をふりかえってみたとき、女性の労働は、家事・育児のいわゆる家事労働と、家から外で働く、いわゆる社会的労働とに大きく分けられる。

家事労働は、原始以来今日まで、一貫して、女性の専属的な労働とされてきた。いまなお、「男は仕事、女は家庭」という、男女の役割分業意識が強い。現代の女性の労働は、家事労働と社会的労働が同時並行して行われているところに特徴があり、この女性の二重労働こそ、現代の重要な婦人問題となっているのである。なぜなら、働く女性にとって、家事・育児は、健康や勤務時間の面で仕事への大きな障害となっているからである。

ここに、今後の女性労働者施策の第1番目の方向がある。すなわち、女性の職業生活と家庭生活の調和を図る為の施策を検討（推進）していく必要がある。

2番目の方向として、「均等法」施行4年目を迎え、なお一層、法の趣旨の周知徹底を図り、企業の雇用管理において、男女の均等な機会と待遇の実現を促し、女性はその意欲と能力を十分に発揮出来るような環境づくりを要請していく必要がある。

3番目の方向として、実際の職場において、女性労働者の地位が向上するためには、女性自身の努力が不可欠であることから、女性労働者にたいしても、職業能力の開発と、職業意識の向上を促していく必要がある。

そして、単にこれら経済的、健康的な雇用条件や労働条件の側面からだけでなく、「人は、労働を通して人間として成長していく」という視点からも、女性の労働の場は、適正に整備されるべきである。

3. 健康の増進

日本人の平均寿命は急速に伸び、今や欧米諸国を追い抜き、かつての「人生50年時代」から、「人生80年時代」へと大きく変化した。

これは、わが国の著しい医学、医療の進歩と経済の発展による生活水準の向上、そして、行政による各種保健衛生施策の実施と国民の保健衛生意識の向上によるものである。

婦人問題の視点で女性の健康を考えるならば、次代を担う子供たちの命を育む母性の保護と、女性が男性に依存することなく生き甲斐をもって生きることのできる精神的・経済的自立への基盤としてとらえることができる。

女性は、胎内で新しい生命を産み育てる妊娠・出産・授乳という女性に固有の身体的機能つまり母性をもっており、それは何ものにも代えがたいかけがえのない価値をもつものである。母性は、社会的労働により損なわれることなく、社会的に保護されるべきものであり、健やかな子供を産み育てていくうえで、母体の健康は重要な鍵を握っている。

しかし、女性の存在を単に子供を産み育てる母親の役割を通してのみ評価しようとするのは、従来の固定的役割分業意識からくるかたよった考え方である。

女性が、ほぼ全面的に家事・育児・老人の介護の役割を担い、過重な負担となっている現実に加え、働く女性、とくに中高年の女性の場合には、職場での精神的ストレスや肉体的疲労が重なり、健康を損なう危険性を多くはらんでいる。病気による職業活動の休止は、そのまま経済的自立の喪失につながることが多い。

女性が、自分の生涯の生き方を主体的に選択・設計し、また、豊かな老後を過ごすためには、健康が大切な基盤となる。

このような、母性の保護と健康の維持・増進を進めるためには、女性自身はもとより社会全体が母性を尊重する意識を高めるとともに、自らの積極的な意思に基づく十分な健康管理がなされなければならない。

そのためには、学校教育や社会教育の中で、一人一人が母性保護や健康管理の大切さを認識できるよう、あらゆる方法と場において啓発するとともに、自分の健康は、自分で管理することを基本に、健康診断の積極的な受診や、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図り、気軽に健康づくりを進めることができる場を身近なところに提供していくことが望ましい。また、これら身体の健康に関するだけでなく、心の健康づくりについても、併せ考えられなければならない。

そして、市民の健康状態、健康の保持、増進に対する意識、健康づくり施策に対する希望などを把握し、現在の健康づくり体制、施策の実施状況を見直し、出生前からの、きめ細かな健康管理対策を計画的に実施するなど、21世紀を展望した保健計画を策定し、女性が生涯を通して健全な生活ができるよう、教育、福祉、労働、医療機関等との連携を図りながら、健康の保持・増進、母子保健対策、働く女性の保護対策を推進する必要がある。

4. 福祉の充実

婦人問題と福祉とは密接に関連している。

女性は、人生で3度老後を経験するといわれる。1つは老親の介護であり、1つは老夫の介護であり、もう1つは自分自身の老後である。また家庭にあった女性が、母子家庭や寡婦の状況に至った時、社会の受け皿は十分整っているとは言いがたい。

これらの問題が、老人の介護や自分自身の老後、育児、障害者を家族にもつ女性の不安と負担となっている。児童、障害者、老人を含め、食事、買い物、掃除、洗濯、入浴等身辺の介護まで、大半が女性によって行われ、女性一人の肩に重くのしかかっている現状を考えると、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などのあらゆる福祉施策の推進が、女性の精神的、肉体的負担を軽減し、女性の社会参加を促すことにつなが

る基本的な課題であると認識することができる。

児童福祉についてみれば、保育所の役割は、最近では社会経済状況の変化から、家計を維持する目的だけでなく、積極的な社会参加を行うためという動機に基づくものが多くなってきている。保育所における保育内容等の充実、家庭、地域での適切な役割分担を考慮しながら、密接な連携のもとに児童福祉の向上に努める必要がある。

障害者福祉については、障害者自らが、社会への「完全参加と平等」のもとに、地域の中で可能な限り自立した生活が送れるよう環境の整備を図り、障害をもつ女性の生活が経済的に安定し、自らの意思に基づき社会参加ができるよう保障されねばならない。もちろん、これらは男性の障害者にも共通の課題であるが、この福祉施策の中でも女性が弱い立場にあることも事実である。

高齢者福祉については、核家族化の進行など家族形態の変化により、家庭での介護機能は低下する傾向にあり、高齢化社会を迎えて、今後、ホームヘルパー、在宅老人デイサービス、入浴サービスなど、在宅福祉サービスの整備拡充を図る方向が大切になってくる。

しかしながら、育児の問題を1つ例にとれば、本来、子供は父親を含むその親に保育されるのが望ましい。安易に社会や行政の援助に依存することなく、自ら行える部分は自らが行う姿勢と努力を忘れてはならない。また、一方において、その努力の姿勢を損なわない範囲において、それを見守る地域社会も、お互いが連携し助け合う住民の相互協力が大切である。これこそ、バランスのとれた真の福祉社会といえるのではないだろうか。

自分自身の努力や家族の協力を中心とする「自助」と、地域社会の連帯と協力を中心とする「互助」の双方が両輪となり、それを側面から援助していく国や自治体の社会保障制度や様々な福祉施策が充実され、これらが有効に機能する社会システムの確立が望まれる。

5. 男女平等意識の向上と学習活動の促進

国連憲章は、前文において、基本的人権と人間の尊厳及び価値と並んで、男女の同権を宣言している。また、世界人権宣言もその前文において、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」として、人間としての平等、男女の平等を宣言している。

わが国においても、新憲法は、「すべての国民は、法の下に平等であつて、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」と定め、教育基本法の制定の中で、日本の教育は、個人の尊重と男女の平等が基本にすえられた。

しかし、戦後40数年を経た今日、依然として固定的な男女の性別役割分業意識による慣習や差別が残っている。表面的な改革や、法制面での改善が進んでも、「男らしく、女らしく」という言葉が、私たちの会話の中に無意識のうちに出てくるように、人の心の奥底に根強く残るこれらの意識を変えていくことは、容易なことではない。

一人一人が、差別する心や偏見をもたない、男女平等観にたった人間形成を図っていくには、幼児期、少年期において、子供たちに性の違いを正確に認識させ性別にとらわれることなく、各自の個性と能力に応じた教育がなされることが特に重要である。

それと同時に、子供たちを育む家庭や地域のおとなたちが、「婦人問題」という女性に関する様々な問題を正しく認識し、一人一人がその改善に向けて積極的に行動できるよう、あらゆる機会と場をとおして、男女平等意識の向上をめざした啓発活動がなされることが必要である。

また、女性は、精神的にも経済的にも自立し、生き甲斐のある充実した暮らしを求めている。女性が、真に自立し、自己実現を図っていくには、学習が常に暮らしの中にあることが大切である。学習は、女性に社会参加への契機を与える。学習をとおして、女性同士の協調や連帯が生まれ、それをもとに、学習で学んだことを実践する機運が生まれてくる。

女性が、従来 of 狭い枠の中で学習の内容を選択することなく、自由な

幅広い学習を進め、豊富な教養と広い視野を身につけていくことは、女性の地位向上へと結びついていく。そのためにも、女性の生涯にわたった学習活動の促進を図っていかねばならない。

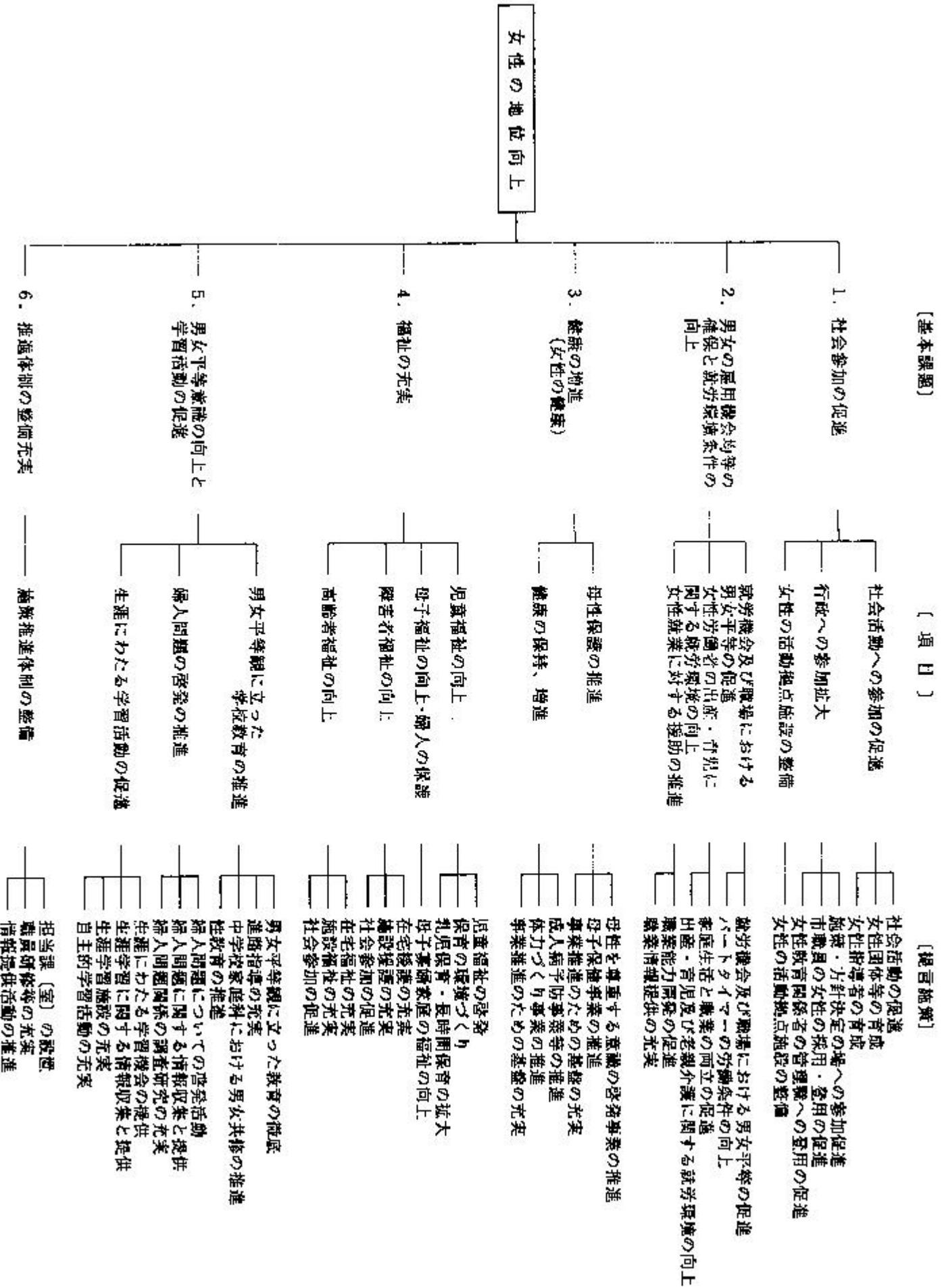
6. 推進体制の整備充実

以上の5項目にわたる基本課題は、広い視野に立った対応が必要である。とくに、国、県、市町村が相互に連携し、それぞれの行政施策の総合化、統合化を図ることが重要である。また、市の内部においても、施策を総合的に調整するための担当課を適切な部署に設置し、その実施と評価を行う組織体制づくりが急務である。これらは、単に1所管課がすべてにわたって対応する課題ではなく、対応が可能なものでもない。

先の四日市市婦人問題懇話会の提言において、「婦人問題は、市政全体を捉えられるような部署にその担当課（室）を置いて、施策を企画・調整し、他の各部課との密接かつ迅速な連携のもとで、解決のための施策を推進させていくものでなければならない。」とし、併せて、「悩みをもつ女性の生の声を聞き取り、身近な相談窓口としての機能を果たすことのできる婦人問題担当課（室）の設置」を強く要望している。

本市は、第5次基本計画において、婦人問題の解決のため「女性の地位向上」を主要な施策として、その推進を図ろうとしている。この具体的な推進方策として、女性に関するすべての施策の企画・調整等を行う担当課（室）の設置の検討や、専任の担当職員の配置、並びに市職員の研修活動の充実、女性に関する市民への情報提供活動の推進を図っていく必要がある。

Ⅲ．婦人問題施策体系表



IV. 施 策 へ の 提 言

1. 社会参加の促進

項目1. 社会活動への参加の促進

□現状と課題

「社会参加」は、職業活動以外の社会的活動に参加することであり、その活動が自己や家族を超えて、他の人の利益や幸福、地域や全体社会の向上、発展に向けられることを特徴としている。これには、ボランティア活動、集団活動、社会運動などが挙げられる。

昭和62年度に、ボランティア活動に対する市民の関心、考え方について市政アンケートを行った。それによると、ボランティアに「関心がある」かたが81%と非常に高く、「やってみてもいい」というかたが47%と、ボランティアに対して多くの人が、意識の上においては積極的な姿勢を示している。

四日市市社会福祉協議会では、「ボランティア登録」制度を設け、平成元年6月現在、27のグループが登録されている。このグループ以外にも、多くの人たちがお年寄りの話し相手になったり、子供たちを集めて話を聞かせたりするなど様々な活動を行っている。

このような地域のボランティア活動を支えているのはほとんどが女性であり、なかでも専業主婦といわれる人たちである。男性の地域社会への関心が希薄である現実に加えて、就労女性についても居住地域への関心が低く、地域活動への参加も少ないと言われている。

また、地域における女性の活動分野についてのかたよりや、その団体における位置づけには未だ低いものがある。

本市における自治会活動の現状を見ても、女性の参加状況は極めて低い。市内の自治会長総数641名（平成元年4月1日現在）のうち、女性はわずか2名（0.3%）にすぎない。PTA活動においては、その活

動のほとんどが女性（母親）により進められているが、単位PTA会長は、幼稚園を除きほとんどが男性で占められている。（幼稚園23名中6名、小学校40名中1名、中学校21名中0名、計84名中7名）

次に、女性の団体・グループの育成についてであるが、地域活動の中心的な担い手として、婦人会がある。四日市市婦人会連絡協議会に加盟する地域婦人会26団体の会員数は、18,927名（平成元年3月31日現在）で、近年、減少傾向にあり、その活動の活性化と組織強化が課題となっている。このほか、地域には様々な活動を行っている女性グループが数多くあろうが、その実態は十分把握されていない。これら女性団体・グループを積極的に援助育成し、地域社会の中心となって活動がなされるようその促進に努めるとともに、相互に情報交換を行い交流を深める基盤としての、地域社会における女性のネットワークづくりを進める必要がある。

また、これら団体・グループのリーダーの養成についても、昭和63年度から三重県において「婦人問題アドバイザー養成講座」を開設したほか、本市においても、地区市民センターでの取り組みも含めたリーダー研修会を実施するとともに、「婦人問題講座」を毎年開催し、広く女性の意識の向上を図っている。これらリーダーが地域社会で有効に活動していくためにも、リーダーの登録や活用を行うリーダー・バンクの設置も必要となる。

都市化に伴う雇用者の増加は、職場と居住する地域を分離し、地域社会との関連は希薄にならざるを得ないが、高齢化社会の到来、核家族化が進む中で、再び地域とのつながりが強く求められている。

近所づき合いが狭く浅い人や、家族以外の人と接触する機会の少ない家庭女性は、心理的にも社会から速く離れ、孤独感や取り残され感を持ち、幼い子供を抱える母親には、強度の育児不安をもたらしている。

かつての大家族制度の中で行われ担われてきた子育てや老人介護などが女性の肩にかかっている今日、家族依存から脱して、地域の相互

援助システム（ネットワーク）を整えていくことが、家庭女性の孤独感を解消し、また、女性の社会参加を促進することにもつながる。家庭における自助に加え、地域において行われる互助、相互扶助を大切にして、自分の居住している地域に目を向け、近隣関係を見直すことのできるような学習機会、婦人会活動やPTA活動、地域ボランティア活動等に積極的に参加できるよう援助していくことが必要である。

□施策への提言

1. 社会活動の促進

施 策	内 容
1) 地域活動等への参加の促進	<p>①男女が共同で参加する社会の建設をめざして、地域活動へ男女が平等に積極的参加していくよう、広報やあらゆる場を通して地域団体に働きかける。</p> <p>②地域団体等の役職の選任にあたっては、女性の登用と、女性の側からの積極的な就任を働きかける。</p> <p>③夫婦が共に行事等への参加を行う運動を展開する。</p>
2) 活動情報の提供	<p>①社会活動に参加することを希望する女性に活動団体に関する情報（団体名、活動内容連絡先等）や、催し物及び事業に関する情報（開催日時、場所、参加方法等）などを広報等を通して積極的に周知する。</p> <p>②あらゆる場や機会を通して、何度も重ねて周知するなど、その徹底を図る。</p>
3) 活動の場の提供	<p>①女性の地域活動の場として、地区市民センターや学校（開放教室）の活用を促進する</p> <p>②地区市民センターが市レベルで活動するグループも利用できるよう改善する。</p> <p>③地元の大学など、高等教育施設の協力を得て開放を促進する。</p>
4) ボランティア活動の奨励 援助	<p>①ボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会や日常的に活動しているボランティア・グループへの積極的援助を行う。</p> <p>②ボランティア活動を行っている人たちの意見を汲みあげる場を常に設ける。</p> <p>③ボランティア活動に対する顕彰制度を設ける。</p>
5) 参加のための条件整備	<p>①子育て中の女性の学習活動、地域活動への参加を支えるため、公的事業の開催時には託児サービスを併せて行う。</p> <p>②幼児や介護を要する老人をかかえる女性のために、地域社会において協力して保育や介護を行える互助支援システムを検討する。</p>

2. 女性団体等の育成

施 策	内 容
1) 女性団体活動の援助	<p>①四日市市婦人会連絡協議会の行う、学習活動、親睦活動、及び地域福祉や地域課題、生活課題に取り組む地域活動を支援するため、運営費の補助やリーダー研修を実施する。</p> <p>②市内で活動する女性グループへの助言や協力など、活動への支援を行う。</p>
2) 女性グループ・サークルづくりの啓発、発掘	<p>①女性が集まり何かしたいと希望する女性を募集し、その人を核にしてグループ・サークル活動を行う仲間づくりができるよう地区広報等を活用して周知援助する。</p>
3) 女性団体の交流促進	<p>①市内で活動する女性団体を把握し、これらの団体間の交流を促進するため、団体情報の提供や交流の場の提供を行う。</p>

3. 女性指導者の育成

施 策	内 容
1) 指導者養成講座の実施	<p>①地域における女性の社会参加を推進していく指導者を養成するため、「婦人問題」、「地域福祉」、「ボランティア活動」などの知識や技術を習得できるよう、長期的なプログラムに基づく指導者養成講座を開催する。</p>
2) 活動の援助	<p>①指導者が、地域においてその役割が果たせるよう、指導者の地域への周知や具体的な活動内容、方法についてアドバイスを行う</p> <p>②指導者相互の意見交換や交流の中で自己研修、相互研修ができるよう、交流の場の設定を行う。</p>
3) 女性人材バンクの設置	<p>①女性が、持っている多様な能力を発揮し、また活用できるよう、市内各分野の人材を発掘し、登録、情報提供を行う人材バンクの設置を進める。</p>

項目 2. 行政への参加拡大

□現状と課題

本市の施策・方針を決定する場として、市議会及び各種審議会がある。このうち、市議会では、41人（平成2年1月31日現在）の議員中、女性議員は1人に過ぎず、政治の場への女性の参加は、依然として進んでいない。

一方、行政への参加の場である各種審議会等については、平成元年6月1日現在、72の機関のうち40機関の55.6%、人数では、1047人中、8.9%あたる93人の女性が登用されているが、機関数、人数とも、まだ十分とは言いがたい。

また、市政への住民参加を推進するため設置されている市政モニターには、従来から女性の参加促進を配慮していることもあり、平成元年度においても、40人のうち21人の女性が参加している。

このように、施策・方針決定の場への女性の参加は少ないものの、市政モニターに見られるように、潜在的な女性の参加意欲は高いものがあると言える。特に、市民生活に直接かかわる市行政にとって、市民の半数以上を占める女性の理解、協力は不可欠であり、各種審議会、委員会委員への女性の登用を積極的に促進し、女性の意見を市政に反映できる機会の拡大を図る必要がある。

このため、地域団体をはじめ企業、団体等の施策・方針決定の場に女性が参画できるような条件整備について、企業、団体等に働きかける必要がある。

本市の職員については、従前から厳格な成績主義によって、男女の別なく採用を行っており、平成元年度においても、全採用者のうち51.1%にあたる24人が女性であった。

しかし、女性の登用面では、従来から女性の職能とされてきた保育

所保母、幼稚園教員、看護婦を除くと課長級以上の管理職は7人であり、準管理職の課長補佐級でも2人に過ぎない。

また、女性職員の配置を一般事務系で見ると、庶務的な職務や窓口業務が比較的多く、予算、人事、企画、議会等の基幹的な職務への配置が少ない現状にある。しかし、平成元年度の人事異動では、これまで女性職員の配置がなかった部門、職務へも初めて異動が行われている。

このような現状から、女性が市の政策決定の場へ参画できるよう、女性職員自身の自覚と自己啓発の努力を促しつつ、職場配置、人事異動、昇任等について、男性職員同様、重要な職務も経験させるなど能力開発、能力発揮の機会拡大を図る必要がある。

また、市の職員ではないが、市内の公立小、中学校に勤務する教職員の中で、女性管理職としては、61校中、校長が2名、教頭が6名任命されている。この数は、県内の他市に比べても大きく劣っているとはいえないが、学校数から考えると決して多い数とはいえず、さらに努力を要する課題といえる。

□施策への提言

1. 施策・方針決定の場への参加促進

施 策	内 容
1) 各種審議会等委員への女性の積極的な登用	①各種審議会、委員会への女性の登用については、登用率20%を目標にし、当面10%を越える登用と、女性のいない審議会等の解消を図る。
2) 行政に対する女性の意見を反映する機会の拡大	①行政に市民の立場から、直接意見を述べる事ができる市政モニターを始め、女性の意見が行政に反映できるようあらゆる機会をとらえ、女性の参加を呼びかける広報・広聴活動を積極的に推進する。
3) 企業、団体等の方針決定の場への女性の参加促進	①女性問題に対する正しい理解により、女性登用の意義と女性の能力の正当な評価を促すため、企業、団体等の関係者に、女性問題に関する研修会等への参加を呼びかける ②特に、自治会を始め、市と直接関係の深い団体へは、役員への女性登用について、強力に働きかける。

2. 市職員の女性の採用、登用の促進

施 策	内 容
1) 管理監督者への女性登用の促進	①管理監督者への女性登用は、先ず係長級ポスト職への登用を積極的に進めることにより基礎的な管理能力を開発し管理監督者への登用を促進する。
2) 女性職員の能力開発、発揮の機会拡大	①多様な職務経験を通して能力開発、能力発揮ができるよう、特に、企画、立案、調整、対外折衝等の部門への女性職員の配置を一層促進する。
3) 女性が働きやすい職場の風土づくり	①研修等を通じ管理監督者だけではなく職員全体に女性問題に対する理解を高め、女性職員の能力発揮をバックアップできる職場の風土づくりをすすめる。

3. 女性教育関係者の管理職への登用の促進

施 策	内 容
1) 校務分掌における男女の平等化	①男女差による分掌事務を行わず、適材適所を考えた分担にする。 ②校務分掌についての市教委の指導助言を行う。
2) 女性教諭に対する管理職試験への受験奨励	①女性教諭の自覚の促進を図る。 ②校長に対する女性教諭の受験促進のための市教委の指導助言を進める。
3) 女性教諭の管理職への登用	①県教委に対し、市教委からの要請を行う。

項目 3. 女性の活動拠点施設の整備

□現状と課題

女性をめぐる社会の諸条件の変化に伴い、女性の学習意欲や社会参加が積極的になる中で、新しい学習課題が生じてきている。これらの学習課題に応えるため学習活動、地域活動などに関する情報提供や、各種の研修、交流、指導者の育成・確保を図るなど様々な事業を実施し、女性の学習活動を援助する女性の活動拠点施設の整備が求められている。

昭和63年4月1日現在、全国に128館（国立1館、公立72館、私立55館）の婦人教育施設が設置されており、このほか働く婦人の家、勤労婦人センター、農村婦人の家等の関連施設も多く設置されている。

本市には、婦人施設として「四日市市婦人会館」がある。この婦人会館は、中部地区市民センター（四日市市西浦一丁目）内に併設され

ており、全体建物面積2,386㎡のうち専用面積が53㎡（1室）で、多数の参加を求める行事を開催する場合は、地区市民センター大会議室等を共用し対応している。地区市民センターには、結婚式ができるよう式場（音楽室と兼用）や関係備品等が整備され、婦人会による貸衣装サービスを行いながら市民の利用に供しているが、式場としての利用は最近年間に1回程度と少なくなってきた。

市内の婦人会をはじめとする女性団体・グループ・サークルの活動を促進し、また一人一人の女性が、気軽に立ち寄り学習したり交流したりできる場として、現在の施設は満足できるものではない。

これからの総合的な女性の活動拠点施設を早急に検討する必要がある。

□施策への提言

1. 女性の活動拠点施設の整備

施 策	内 容
1) 女性の活動拠点施設の建設	①女性の学習活動、社会参加を促すため、学習機会の提供や交流の場の提供、学習情報団体情報など各種情報の提供を行い、女性のネットワーク化を援助していく拠点施設を建設する。
2) 既存施設の整備	①身近な活動施設としての地区市民センターの施設拡張と設備充実、使用方法の簡便化を図る。

2. 男女の雇用機会均等の確保と 就労環境条件の向上

項目1. 就労機会及び職場における男女平等の促進

□現状と課題

近年、女性の職場進出が著しい。わが国の女性労働者は、先に述べたように、昭和63年に約1,670万人であり、雇用労働者全体に占める割合は、昭和50年の32%から昭和63年には36.8%に高まっている。

特に、中高年齢者、既婚者の増加が目立っている。35歳以上の割合は50年には女性労働者の47.6%であったが、昭和62年には58.8%へと増大している。なお、女性労働者が専業主婦を上回ったのは、昭和58年のことである。このような背景のもとに成立した「雇用機会均等法」ではあるが、諸外国の雇用機会均等法と比べて、きわめて効力が弱く、多くの欠点があるといわれている。

まず第一に、この法律は、教育訓練・福利厚生・定年・解雇・退職については、差別を禁止するが（禁止規定）、募集・配置・昇進については、事業主が差別しないように努力することを求めているにすぎない（努力義務規定）。

第二に、この法律は、都道府県に調停委員会をおいたが、この委員会は、調停の権限しか有せず、同じく都道府県にある婦人少年室も事業主に対し、助言・指導・勧告の権限しか有しない。そのほか、同法は、禁止・努力規定の裁判所での効力のついて全く規定していない。よって、同法の円滑な施行については、行政指導に期待するところが大きい。なお、同法施行後、企業の対応は、募集・採用に関しては、かなり早かったが、昇進、配置、教育訓練等についての対応は、かなり遅れており、在職者の処遇面が大きな課題である。

次に、賃金の問題については労働基準法、第4条では女子であることを理由に賃金について男子と差別することを禁じている（男女同一労働同一賃金の原則）。しかし、現実には、男女間の賃金には、かなり格差がある。本市の雇用実態調査（昭和63年12月）によると、男性を100とした場合、女性は54となっている。

また近年、パートタイム労働者の増加は著しく、特に家庭主婦層を中心とした女性の増加は顕著である。昭和63年には386万人で10年前の203万人に比べ、1.9倍となっている。

女性のパートタイム労働志向が強いのは、家事・育児等、家庭生活との両立が容易であること等によるものである。

しかし、その労働条件が低いことは、よく知られている。本市の雇用実態調査（昭和63年12月）によると、平均賃金は時間給612円、賞与支給は、75.7%、退職金支給は10%、年次休暇付与は42.3%、社会保険加入は35%となっている。また、福利厚生面についても、保養所の利用や資金貸付制度及び健康診断の受診などにおける適用除外があるなど、正規の雇用者に比べ格差のある場合が多い。

パートタイム労働を本当に魅力あるものにしていくためには、単なる臨時雇用扱いでなく、継続的に重要な役割と責任を担うパートタイム労働者として位置づけていくなど、国・地方公共団体の行政的指導が必要である。

□施策への提言

1. 就労機会及び職場における男女平等の促進

施 策	内 容
1) 事業所、労働組合等への啓発	①市内事業所と労働組合を対象に、女性の労働に関する情報提供のほか、男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知徹底を図り、職場における男女平等と女性の労働条件の向上を促進する。
2) 男女平等を推進する労働相談体制の整備	①労働基準監督署、公共職業安定所、パートバンクなどと協力し、男女平等を推進する身近な労働相談体制を整備し、充実する。

2. パートタイマーの労働条件の向上

施 策	内 容
1) パートタイマー実態調査の実施	①既婚女性はパートタイム労働を選択する。しかし、パートタイマーは身分的に不安定で待遇面でも低条件であり、その実態を把握し問題点を明らかにする。
2) パートタイム相談の充実	①就労の希望・賃金や雇用の問題などの相談に応じられるよう、パートバンク等と協力し、パートタイム相談の充実を図る。
3) パートタイム労働者の労働条件の向上	①賃金や雇用など、パートタイム労働者の労働条件を向上する制度的措置を国に要望する。

項目 2. 女性労働者の出産・育児に関する就労環境の向上

□現状と課題

総理府「女性に関する世論調査」(昭和62年)により、就業に関する女性の意識をみると、67.5%が、女性が就業を持つことは好ましい

ことだ、と考えており、就業の良い点として「収入が得られる」(64.0%)、「人間関係が広がる」(42.6%)、「社会的な視野が広がる」(40.2%)があげられ、また、悪い点としては、「家事が十分にできない」(65.0%)、「育児や子供の教育が十分にできない」(60.8%)があげられている。

女性の望ましい働き方について、就業と生活設計に関する意識をみると、「結婚や出産などで一時、家庭に入り、育児が終わると、再び就業を持つ方が良い」(再就職型)が51.9%、「結婚や出産の後も仕事を続ける方が良い」(就業継続型)が16.1%、「出産を契機として家庭に入る方が良い」が11.3%「結婚を契機として家庭に入る方が良い」が10.2%となっている。

時系列で見ると、結婚退職、出産退職型が減少し、出産等で就業を一時中断し、育児期後、再就職することが望ましいと考える者が増加し、半数を占めるようになっていく。

このような、女性労働者の要望に答えるためには、保育施設の充実、育児休業制度の普及、女子再雇用制度の普及が課題となる。

まず、保育施設の充実については、保育所は、今日までの整備拡充の結果、量的には、ほぼ一応の水準に達したが、今後の課題としては、保育ニーズの多様化に対応する必要がある、延長保育、夜間保育、乳児保育、事業所内保育施設の整備等の特別保育対策を積極的に実施していく必要がある。

次に、育児休業制度は、乳幼児を有する女性労働者が希望した場合には、雇用関係を継続しながら、一定期休業して育児に専念できる制度であり、職業継続にとって、大きな課題である職業と育児の両立のため、制度の意義は大きい。

国も、育児休業奨励金制度を導入して普及に努めているが、平成元年現在、適用事業所は19.2%であり、普及は進んでいない。制度導入の課題として、「代替要員の確保困難」をあげる企業の割合が53.3%

と最も高く、次いで「休業者の復職後、代替要員の処遇に苦慮」が、26.9%と代替要員に関する問題をあげる企業の割合が高い。

また、女子再雇用制度は、一旦退職し、育児負担が軽減してから元の企業への復帰を可能にする制度である。退職前の職場で培われた経験を生かす制度として、女性の再就職希望者のニーズに答えるものであるとともに、企業にとっても、長期的な女性活用のための方策として関心が高い。国も、昭和61年度より、給付金制度を創設して、制度の普及を図っているが、適用事業所は5.6%である。

以上のように、育児休業制度および、女子再雇用制度の実施率は低く、企業も消極的なのが実情である。しかし、今後、女性の家庭生活と職業の両立の推進を図る上で、両制度の普及は重要なポイントになる。

なお、これら育児に関する休業制度のほか、年老いた親の介護についても、その対策を考慮しなければならない。老人の介護が在宅福祉の方向へ進む中、「老親介護休業制度」も検討する必要がある。

□施策への提言

1. 家庭生活と職業の両立の促進

施 策	内 容
1) 講演会、講座の開催	①家庭生活は男女共同責任によって営まれることを明らかにし、労働環境の改善等、家庭生活と職業の両立について考えあう講座を開催する。
2) 労働時間短縮など労働条件の改善	①男女の共同責任で家庭生活を営み、女性の働く権利を保障できるよう、男女ともに労働時間を短縮するなど労働条件の改善を要望する。

2. 出産・育児及び老親介護に関する就労環境の向上

施 策	内 容
1) 育児休業体制の普及	<p>雇用を継続しながら、一定期間育児に専念することを可能にするため「育児休業奨励金」の活用を含め、育児休業体制の普及に努める。</p> <p>育児休業法の適用範囲の拡大及び期間の延長と、男性の育児休業・育児時間制度の導入について国等への働きかけを行う。</p> <p>長期休業中の者を対象とする計画的な研修制度の導入について働きかけを行う。</p>
2) 再雇用制度の普及	<p>妊娠、出産または育児により退職した女性が再び同じ企業に採用される雇用制度について「女子再雇用促進給付金」の活用を含め、制度の普及に努める。</p>
3) 保育対策等の充実	<p>保育ニーズの多様化に対応し、乳児保育の拡充、保育時間の延長（夜間保育含む）、日曜日保育の実施など保育内容を充実する。</p> <p>留守家庭児童の保護育成のため、児童館及び児童センターを設置する。</p> <p>学童保育所設置費助成に係る条件の緩和を図る。</p> <p>社会性を身につける場としての保育所に、女性ばかりでなく、男性職員（保父）を配置する。</p>
4) 老親介護休業制度の導入	<p>家族に介護を要する老親をもつ就業者に対する休業制度の導入について働きかけを行う。</p>

項目 3. 女性就業に対する援助の推進

□現状と課題

近年の急速な高齢化、技術革新の進展、経済のソフト化・サービス化等の経済社会の変化は、労働者に求められる職業能力にも変化をもたらしている。

そこで、こうした変化に対応するため、労働者が職業期間の全期間を通じて、段階的・継続的に職業能力の開発・向上が必要である。

企業における教育訓練は、従来、主として、男性基幹労働者が対象として行われており、女性労働者は、その枠外に置かれることが多かった。

女性労働者の職場内の地位を向上させるためには、教育訓練による職業能力の開発・向上が前提条件となる。企業は均等法の趣旨を生かし、積極的に女性労働者の能力開発・訓練をおこなっていくべきである。

また、就職を希望する家庭の主婦が増加している。しかし、主婦は長い間、家庭にいたため、職業に関する知識が乏しく、また、就業に必要な技術が不足している者が多い。このような女性の就業機会の拡大と就業条件の向上を図るため、技術講習会を実施していく必要がある。

一方、パートタイム労働市場の拡大、不明確な採用条件等パートタイム雇用に関する諸問題に的確に対応し、効率的かつ円滑な雇用促進を図るため、パートタイム労働者の職業紹介を専門的に取り扱う「パートバンク」が設置され、職業相談が行われている。

今後のパートタイム労働対策のあり方については、国が「パートタイム労働指針」を制定している。これは昭和59年のパートタイム労働対策要綱を拡充・強化したもので、労働条件の明確化と適正化、雇

用管理の適正化等について労使をはじめ、関係者が考慮すべき事項を定めている。

パートタイム労働者は、低賃金・不安定雇用など、きわめて悪い労働条件を強いられているため、今後とも、行政指導の強化が必要である。

□施策への提言

1. 職業能力開発の促進

施 策	内 容
1) 女性の就業援助の充実	①再就職を希望している女性に対して、県婦人就業援助センターと協力して、就業分野の拡大につながる幅広い内容の技術講習会を実施する。
2) 教育訓練等の充実	①女性労働者の職域の拡大を図るため、公共職業訓練施設における女性の訓練のあり方について検討する。 ②企業内教育の促進を図るため、生涯教育給付金制度において、パートタイマーも対象とするよう、国へ働きかける。

2. 職業情報提供の充実

施 策	内 容
1) パートタイム希望者の雇用対策の促進	①パートタイム労働希望者に対する雇用の安定を図るため、パートバンクの強化・充実に要望する。
2) 就職情報の提供促進	①公共職業安定所と協力し、就職紹介や職業訓練についての情報を提供する。

3. 健康の増進（女性の健康）

項目1. 母性保護の推進

□現状と課題

母性は、子供を生み、育む女性固有の機能であり、健全な母性なしで、次の時代の担い手である健全な子供は育成されない。よって、母性の健康問題は、社会あるいは人類の繁栄と幸福につながる重大な問題であるだけに、十分尊重され保護されねばならない。

医学、医療の発達、母子保健行政の充実、労働基準法などによる働く女性の母性の保護、生活水準の向上、保健衛生意識の向上などにより、妊産婦死亡率（出生1万対比、昭和40年8.8→昭和61年1.4）、周産期死亡率（出生千対比、昭和50年16.0→昭和61年7.3）、乳児死亡率（出生千対比、昭和40年18.5→昭和61年5.2）などが著しく低下し、飛躍的に母子の生命が守られ、子供たちの成長が保障される状況になっている。

しかし、昨今の性を商品化する傾向が強まっている社会環境の中で、青少年の性に対する健全な意識づくりが阻害されている。例えば人工妊娠中絶件数についてみると、全体では年々減少する傾向にあるものの、母体が20歳未満の割合は逆に増加しているなど、母性が損なわれる状況が多く見られる。

また、若年期からの喫煙、飲酒の傾向が強まっており、母体のみでなく、妊娠中の胎児への影響も大きく、母性保護の観点からは好ましいものではない。

このような現状を踏まえ、性や健康管理について理性を持って考え、行動する態度や習慣を養って行くため、幼児期からの母性を大切にす
る心を育てる系統的な教育を推進する必要がある。そして、生涯を通

じる健康づくりの出発点でもある、妊娠、育児についての保健指導、相談、その他各種事業、及び異常の早期発見、早期治療のための妊婦、乳幼児に対する各種の検診、予防接種事業等の推進に努めるとともに、マンパワーの充実、各種関係機関との有効な連携、施設設備の整備、拡充が図られなければならない。

□施策への提言

1. 母性を尊重する意識の啓発事業の推進

施 策	内 容
1) 母性を保護・尊重する意識の啓発	①性、結婚、妊娠、分娩、育児に関する認識を高めるため、幼児期から、母性を大切に育てる心育てる系統的な教育を行う。 ②家庭で性、母性について正しく話せる親を育てる教育を行う。
2) 喫煙等母性への影響の啓発	①学校教育、社会教育の中で、喫煙、飲酒、覚醒剤等の母性への影響について啓発する ②健全な食生活をはじめとする、よい生活習慣の定着について啓発する。
3) 妊娠、出産に際しての母性を保護する意識の啓発	①婚姻届出時に、男女平等の観点に立った、家庭づくり、妊娠、出産、家族計画に関する知識を啓発するパンフレットを配布する ②新婚学級などを開催する。

2 母子保健事業の推進

施 策	内 容
1) 妊娠に対する保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①母子の健康管理のため、妊娠届出時に、母子健康手帳を交付し、その周知の徹底を図る。 ②母親学級などにより、栄養指導、調理実習、妊娠、分娩、産褥、授乳、育児に関する知識を啓発する。また、妊娠初期及び分娩周囲期の異常及び障害児の出生予防に関する知識の普及や、相談事業を行う。 ③妊婦、胎児の健康状態を診査し、流・早産、妊娠中毒症、未熟児出産等の防止と、B型肝炎予防のため、健康診査事業を充実する。 ④上記健康診査の結果、妊婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者には、訪問指導を行う。
2) 乳幼児に対する保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①育児上指導が必要と認めた新生児の保護者に対して訪問指導を行う。 ②異常の早期発見、早期治療のため、先天性代謝異常、神経芽細胞腫等、健康診査を充実する。 ③栄養は、乳幼児の成長、発達に最も基本的なものであり、離乳食、食事内容、食習慣しつけ、なども含めての指導を行う。 ④予防接種法、結核予防法に定められた各種予防接種の接種率を高める。 ⑤育児上の基本的知識の修得、乳幼児の発達状況等を的確に把握するための教育事業を行う。 ⑥育児の悩みに応え、乳幼児の障害、発達遅滞の早期発見のため、相談事業を行う。

3. 事業推進のための基盤の充実

施 策	内 容
1) 人材の育成と確保	①学校における母性尊重等の教育を推進するため、養護教諭の研修、研鑽を行う。 ②医師、歯科医師、保健婦、栄養士等、事業に必要なスタッフの充実と、研修、研鑽を行う。 ③各種関係機関との有効な連携を図る。
2) 施設、設備の整備、充実	①事業に必要な施設、設備を整備、充実する

項目 2. 健康の保持、増進

□現状と課題

女性の健康管理については、女性の職場進出により、職場で健康診査や各種検診を受診できる者が多くなり、また、行政や農協等の団体による健康診査、各種検診事業の推進によって、健康を確かめる機会は以前より増している。

しかし、女性の職場進出が多くなったとは言え、パート労働などが多く、男性に比べると、職場における健康診査等の受診は、未だ少ない。

女性の健康問題のうち、がんについてみると、その死亡順位は、胃、肺、肝臓、乳房、子宮の順であり、胃、子宮がんは、老人保健法などによる検診事業の推進と早期発見及び治療法の進歩などにより死亡率は年々減少している。しかし、乳がんは、逆に増加し、やがて女性がんの死因の第1位になることが危惧されているだけに、自己検査法の普及とともに、検診受診率の向上が望まれる。これらの早期がんの発見治癒率は、自覚症状などでの外来受診より、いずれも検診の方がはるかに高くなっている。

次に、食生活についてみると、過食や脂肪の取り過ぎにより、成人

病の引き金となる肥満傾向がある反面、欠食や偏食により貧血に陥っている者が少なくない。そして、カルシウムの不足は骨折や腰痛の原因となる骨粗しょう症を引き起こし、塩分の取り過ぎは動脈硬化等の原因となるため、バランスのよい食生活の維持が大切である。

また、喫煙、飲酒については、喫煙率は徐々に減少しているが、若い女性は増加傾向にあり、喫煙の健康への影響は、肺がん等の呼吸器疾患だけでなく、心筋梗塞、動脈硬化などの循環器疾患など広範な健康障害を引き起こすとともに、乳児の誤飲による不慮の事故も後を絶たない。

そして、女性の社会進出や、職場や家庭におけるストレスにも起因して、女性の飲酒人口が増加し、それに伴うアルコール依存症や肝疾患に陥る女性も多く、節度ある生活習慣の維持が望まれる。

したがって、行政としては、疾病を予防することを心掛けた日常生活の啓発、早期発見、早期治療のための各種検診の充実と受診の啓発などを基本として保健事業を推進していくとともに、近年、高齢者に占める女性の割合が高くなり、一人暮らしや寝たきりの女性も増えているが、これら高齢化社会の進行に対応できる保健事業についても、今後充実していく必要がある。

そして、体力の維持、肥満防止、柔軟な体の保持などのため、スポーツや体操などによる健康づくりとともに、心の健康づくりとしての相談事業や啓発事業についても積極的に推進する必要がある。

□施策への提言

1. 成人病予防事業等の推進

施 策	内 容
1) 健康管理、健康づくり意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ①自己の健康状態を記録し、健康管理意識を啓発するために生涯健康手帳を交付する。 ②日常生活において、健康に役立つ知識を伝達し、実践する意識を啓発するため、各種の健康教育を実施する。 ③健康相談を実施する。 ④健康づくり大会等のイベントの開催。 ⑤精神面についての相談事業を実施する。
2) 健康チェックの機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①成人病の早期発見、早期治療のため、各種検診を実施し、充実する。 ②パートタイマーの検診の機会を充実する。
3) 一人暮らし、寝たきり高齢者の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ①健康状態を把握し、本人や介護者に指導する訪問指導や、訪問リハビリ、訪問看護を行う。 ②訪問診査を行う。

2. 体力づくり事業の推進

施 策	内 容
1) 各種スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ①各自が何かのスポーツを継続して楽しみ、体力を保持し、柔軟な体を保持するため、初心者向け、各種スポーツ教室を開催する。 ②自主的なスポーツサークル等の活動が高揚するよう援助を行う。
2) スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①夜間利用ができるよう、施設の整備と管理体制の整備を行う。 ②スポーツ・センター等、健康の維持・増進を図れる施設の建設を促進する。

3. 事業推進のための基盤の充実

施 策	内 容
1) 市民の総合的な健康づくり対策の審議	①学識経験者、医療関係者、市民組織、行政・議会関係者による協議組織を設置する。
2) 各種住民組織の健康づくり活動の啓発、助成	①地域健康づくり組織等へ助成をおこない、また、各種住民組織の健康づくり活動を啓発し、協力する。
3) 人材の育成と確保	①医師、歯科医師、保健婦、栄養士、理学療法士等、事業に必要なスタッフの充実と、研修、研鑽の推進を図る。 ②各種関係機関の有効な連携を図る。
4) 施設、設備の整備、充実	①事業に必要な施設、設備を整備、充実する

4. 福祉の充実

項目1. 児童福祉の向上

□現状と課題

保育所は現行の児童福祉法体系の下では、乳幼児をもつ家庭の両親が、共働き、疾病などのために母親が保育に当たることができず、かつ他に適当な育児担当者が得られない場合に、その乳幼児を保育する施設であると位置づけられているが、最近の社会経済状況、特に母親の就労をめぐる状況に大きな変化が生じてきている。

保育所は家計を維持するため母親が就労すること等により生じる保育需要に対応するためであったが、近年においては母親の就労は家計維持のために加えて、より高い水準の消費生活を志向するため、専門的スキルを生かすため、積極的な社会活動の場を得るため等々極めて多様な動機に基づくものとなってきている。

また、このような母親の就労をめぐる状況の変化のほかにも、幼児の教育についての意識の変化、核家族化の進行に伴う両親の育児に対する不安感の増加等が従来とは異なった保育所に対する需要を生み出してきている。

乳幼児期は将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期である。そこで、保育所では多様なニーズに対応するため、保育者の資質向上、保育内容の充実に努めている。さらに、家庭保育において母親の果たす役割は極めて重要であり、また児童の健全育成には地域社会の影響も大きいため、保育所、家庭、地域の適切な役割分担を踏まえながら密接な連携のもと児童福祉向上に努めなければならない。

□施策への提言

1. 児童福祉の啓発

施 策	内 容
1) 児童福祉週間行事の実施	①児童福祉週間（5月5日から1週間）に地域の民生委員及び婦人会、老人会等の各組織団体を児童福祉施設に招いて一日保育の体験の中で、児童福祉について理解を深める。
2) 地域交流事業の推進	①児童福祉施設と地域との交流事業を推進する。 ②異年齢児、老人等との交流や、育児講座を開催し、地域社会の中での積極的な交流事業を推進する。

2. 保育の環境づくり

施 策	内 容
1) 保育所の職員構成の見直し	①社会性を身につける場としての保育所に女性ばかりでなく、男性の職員（保父）を配置する。
2) 育児パートナーとして保育のネットワークづくりの推進	①保育所においては、入所児童のみならず地域全体の子どもたちに視野を広げ、保育の専門知識、経験を生かし、育児パートナーとして家庭、地域の育児能力の向上に援助できる保育ネットワークづくりを進める。

3. 乳児保育・長時間保育の拡大

施 策	内 容
1) 乳児保育研修の充実	①公私立保育所の乳児担当保母の資質の向上を図るため乳児保育研修委員会を組織し、プログラムに基づき研修の充実に努める。
2) 乳児保育所の拡充	①公立の保育所において、乳児保育が行えるよう拡充する。 ②民間保育所における乳児保育の受入れ体制の拡大、拡充を促進する。
3) 保育時間の延長	①勤務時間に合わせた保育が受けられるよう、保育時間の延長を図る。 ②日曜日に勤務をもつ人のための、日曜日保育制度を設ける。

項目 2. 母子福祉の向上・婦人の保護

□現状と課題

本市の母子家庭は年々増加傾向であるが、平成元年12月現在における20歳未満の子どものいる母子家庭は2,496世帯である。なかでも離婚等による生別が約70%を占めている。

母の年齢は40歳代が最も多く、30歳代の前半で離婚し、その後5年～10年程経過しているものが多く、世帯員は母親と子どもで構成しているものがほとんどであり、子どもは小学生が最も多くなっている。

母子家庭の母は、経済的基盤が弱く、また事業経験にも乏しい場合が多いので生計を維持していくことは容易ではない。

こうした状況に対し、母子寡婦家庭の自立促進と生活の安定を図るため、母子及び寡婦福祉法に基づき相談業務また母子寡婦福祉資金の貸付け業務を行っている。

また、本市では売春防止法第35条に基づき婦人相談員を配置して、

要保護女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行っている。

しかし、現在の婦人相談員の役割は、売春の防止のみならず社会の歪みを受けやすい婦人を守るために夫婦の問題、家庭の問題、生活の問題等についての相談業務をおこなっている。

今後は、これら母子・寡婦家庭の経済的、精神的負担の軽減を図るとともに、自立を促すための相談指導の充実を図らねばならない。

□施策への提言

1. 母子・寡婦家庭の福祉向上

施 策	内 容
1) 母子福祉センターの整備	①合同会館内に母子福祉センターを設置し、母子福祉の拠点として十分に活用し、母子家庭、寡婦家庭の経済的・精神的負担の軽減、相談機能の充実と自立助長を図る。
2) 母子・寡婦家庭の相談指導の充実	①母子家庭が年々増加し、特に離婚による若年母子が増え、相談が複雑かつ多様化している。これらに応えるべく各種相談に対応し、母子寡婦福祉の向上を図る。
3) 婦人の保護	①婦人が幸せな家庭生活や社会生活ができるよう、婦人相談所等関係機関と連携を図りながら婦人の保護に努める。

項目 3. 障害者福祉の向上

□現状と課題

平成元年10月現在、手帳を所持している心身障害者は、精神薄弱者(児)が736人(うち児童253人)、身体障害者(児)が5,076人(う

ち児童 216人)で、近年、障害の重度・重複化、高齢障害者の増加など、質的・量的に大きな変化がみられ、障害者の福祉ニーズもますます複雑・多様化してきている。

今日の障害者福祉対策は、国際障害者年の基本理念である障害者の社会への「完全参加と平等」を、現実のものとして着実に推進することが課題であり、障害者が地域の中で可能な限り自立した生活を送り、健常者と「ともに生きる」地域社会を形成するため、物心両面にわたる環境の整備が望まれている。

まず、障害者の社会参加を促進するために、在宅障害者デイ・サービス事業を実施しているが、障害者福祉活動の拠点施設である障害者福祉センターの整備（平成2年度開館）により、今後一層の充実に努めていく必要がある。

次に、障害の早期発見、早期治療、療育訓練を行うことにより、障害の軽減除去、社会適応能力の増大が期待できることから、健康診査や更生相談等の充実、リハビリテーション体制の確立など、保健・医療・福祉の連携のもとに、統合的な施策を推進していくことが大切である。

そして、障害者の日常生活を援助するため、家庭奉仕員の派遣、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付、福祉電話・ミニファクスの貸与など、施策の充実を図ってきているが、障害者の在宅志向の強まりとともにその自立生活を支援する在宅福祉サービスの拡充と総合的な展開が重要である。

また、障害者の雇用・就労の促進は、障害者の自立と社会参加を進めていくうえできわめて重要な課題である。

一般雇用に就くことが困難な重度障害者に対しては、授産所等の福祉的就労の場を整備しなければならない。

そして、障害者が地域社会の一員として、社会的活動をしていくためには、正しい障害者理解に立った地域住民の援助や協力と併せて、

障害者の利用を配慮した道路、建物等の福祉的環境整備が図られることが必要である。

□施策への提言

1. 在宅援護の充実

施 策	内 容
1) 障害者福祉センターの整備	①障害者の福祉活動の拠点施設としての障害者福祉センターを整備充実する。
2) 家庭奉仕員派遣制度等の拡充	①日常生活に支障のある重度身体障害者、精神薄弱者の家庭を定期的に訪問して、食事、買物、掃除、洗濯等身の世話や相談を行う奉仕員の増強を図る ②奉仕員の派遣基準を緩和する ③有償ヘルパー制度を導入する。 ④気軽に助け合うボランティア登録制度を検討する
3) 補装具交付・修理、日常生活用具給付・貸与	①障害を補うための補装具の交付・修理を行う。 ②在宅障害者の日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付・貸与を行う。
4) 訪問診査、看護相談	①障害のため受診が困難な在宅障害者に対し、専門医が訪問して相談、判定を行う (訪問診査) ②在宅でリハビリが必要な障害者に対し、理学療法士等を派遣してリハビリ指導を行う。 (訪問リハビリ) ③保健婦等が看護、療育の指導を行う。 (看護相談)
5) 在宅重度身体障害者短期保護事業	①介護している家族が、疾病にかかる等の理由により、一時的に重度障害者の介護ができない場合に、短期間施設に保護する。

2. 施設援護の充実

施 策	内 容
1) 小規模授産事業補助の充実	①就労困難な心身障害者に、自活に必要な訓練を行う小規模授産施設に対する運営費補助を充実する。
2) 授産施設の整備	①在宅の身体障害者が通所して、作業訓練、生活指導等を受け、自活能力及び生活意欲の向上を図る施設を建設する。 (身体障害者通所授産施設)
3) 更生施設の整備	①在宅の精神薄弱者が通所して、日常生活訓練、動作訓練等を受け、自宅での日常生活を可能にする能力向上を目的とする施設を建設する。 (精神薄弱者通所更生施設)
4) 福祉ホームの整備	①就労している精神薄弱者で、家庭環境、住宅事情等の理由により住宅を必要とする者に利用させ、日常生活の安定を確保し、社会参加の促進を図る施設を建設する。 (精神薄弱者福祉ホーム)
5) 施設職員の増強	①施設職員の増員を図る。 ②男性職員の増強を図る。

3. 社会参加の促進

施 策	内 容
1) 在宅障害者デイ・サービスの充実	①在宅の身体障害者を対象に、創作的活動、機能回復訓練、介護方法の指導等社会参加を図り、生きがいを高めるためのデイ・サービスを充実する。
2) 障害者の社会参加促進事業の拡充	①重度身体障害者等が外出の機会を多くし、積極的な社会への参加を図るため、タクシー料金の助成、自動車燃料費・操作訓練費・改造費の助成を拡充する。
3) 福祉の店運営補助の拡充	①障害者や老人が、つくる喜びを通して社会参加を果たし、ボランティア等広く市民との交流を深め、福祉意識の向上を図る。
4) 障害者スポーツ活動の振興	①体力の維持向上と仲間づくり、社会参加を促進するために各種スポーツ活動を支援する。(スポーツ大会参加、障害者スポーツクラブ活動の支援)

項目4. 高齢者福祉の向上

□現状と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成元年10月1日現在28,616人であり、高齢化比率は10.4%である。平成5年度には人口比11.8%に達すると推測されている。高齢化の進展の中で健常老人の社会参加に関する福祉ニーズの拡大、多様化の傾向に対応すべく施策の充実が必要であり、また、ねたきり老人、痴呆性老人、ひとり暮らし老人など要介護老人に対する社会的介護体制の整備を行うことが課題である。

高齢化が進む中で、女性の社会参加、家族形態の変化等により、ねたきり老人等要介護老人に対する家族の介護機能は低下の傾向にあり、今後、社会的に介護ニーズの増大が予想される。

従来、家庭での介護が困難な老人に対しては、施設への入所措置を中心に実施してきたが、ノーマライゼーションの観点からも老人の自立性を尊重し、家族、知人との人間関係を保持し、住み慣れた地域で生活が出来るような在宅支援施策の整備拡充が強く求められている。

今後は、要介護老人の生活の安定と家庭の介護負担の軽減を図るため、施設福祉サービスにおける一定量の供給水準を確保しながら、家庭奉仕員の派遣、短期保護事業、デイ・サービス事業、ナイトケア事業、入浴サービス事業等在宅福祉対策の質的、量的充実が必要である。

ひとり暮らし老人については、平成元年6月1日現在 1,602人であるが、年々増加傾向にあり、心身の老化、病弱化等により、その生活基盤は、きわめて不安定である。

それらの老人に対しては、福祉電話の貸与、給食、家事援助サービス等の提供により援護しているが、今後さらに地域の人的資源を活用した援護体制を形成し、生活の安定を図る必要がある。

また、施設福祉の充実と併せ、在宅福祉の水準を質的、量的な面で一層の向上を図るためには、介護従事者のための養成機関や各種講座を通じて、良質なマンパワーを安定的に確保することが大きな課題である。

老人の社会参加の促進を図るため、昭和55年総合化されたシルバー人材センターが設立され、着実な成果をあげているが、今後益々その役割の重要性を増して来ることが予想される。

老人クラブは、平成元年4月1日現在 209クラブ18,105人が活動しており、老人の生きがいを創出していくうえで意義あるものであり、今後地域福祉の向上の担い手として更に活動の多様化と活性化を図ることが必要である。

□施策への提言

1. 在宅福祉の充実

施 策	内 容
1) 家庭奉仕員派遣制度の拡充	①老衰や心身の障害等で、日常生活に支障のあるおおむね65歳以上の老人を対象に派遣し、食事、掃除、洗濯等身の回りの世話をする奉仕員の増強を図る。 ②奉仕員の派遣基準を緩和する。 ③有償ヘルパー制度を導入する。 ④気軽に助け合うボランティア登録制度を検討する
2) 在宅老人デイ・サービスの充実	①虚弱老人の心身機能の維持向上、家庭の介護負担を軽減するため、デイ・サービスセンターにおいて入浴給食、日常動作訓練等の充実を図る。
3) 入浴サービスの充実	①長期間ねたきりの老人を対象に移動入浴車や老人ホームなど入浴設備を利用した入浴サービスの拡充を図る。
4) 短期保護事業の拡充 (老人世話所の設置)	①老人の世話をしている家族が病気、冠婚葬祭等により一時的に世話が出来なくなった時、特養ホーム等を利用して短期間保護する事業を拡充する。
5) 痴呆性老人等ケアサービスの充実	①在宅痴呆性老人を昼間又は夜間に特養ホームや老健施設に預かり、介護、食事、入浴、リハビリテーション等の世話をすけるケア・サービスを充実する。
6) 給食サービスの充実	①身体の弱いひとり暮らし老人で炊事など日常生活に支障のある者を対象とした給食サービスの内容と範囲の拡大を図る。
7) 福祉電話貸与事業の拡充	①近所に身寄りのないひとり暮らし老人などを対象に緊急時の連絡手段として、緊急通報機能付電話を貸与する事業を拡充する。

2. 施策福祉の充実

施策	内容
1) 養護老人ホームの整備	家庭環境や経済上、身体的などの理由により、自宅で生活が困難な者のための入所施設を建設する。
2) 特別養護老人ホームの整備	ねたきりや痴呆のため、日常生活の全般にわたって常に他人の世話を必要とし、かつ家庭で世話をする人がいない者のための入所施設を建設する。
3) 通所福祉施設の整備	老人の趣味的活動、健康の維持増進、各種相談、老人クラブ活動等の場を提供する施設を建設する。(老人福祉センター、デイ・サービスセンター)
4) 施設職員の増強	施設職員の増員を図る。 男性職員の増強を図る。

3. 社会参加の促進

施策	内容
1) 老人クラブ活動の促進	健康の増進、教養の向上、社会奉仕、地域交流、レクリエーション、スポーツ活動等により、老後の生活を健全で豊かなものにするため、団体活動を援助する。
2) 高齢者能力活用	60歳以上の健康で働く意欲のある老人が、自分の能力を生かして企業、家庭、公共団体からの仕事引き受け、各人の希望、経験、技術に応じた仕事を従事させるシルバー人材センター「高齢者事業団」事業を拡充する。
3) 老人教室整備資金の貸付	60歳以上の老人が住む居室や浴室、便所などを親族が増改築、改造するとき、その費用を低利で融資する制度を拡充する。
4) 老人福祉センター事業の充実	健常な老人に対する健康増進のための事業、趣味的活動のための事業、各種相談事業老人クラブ活動のための事業などを充実する。

5. 男女平等意識の向上と学習活動の促進

項目 1. 男女平等観に立った学校教育の推進

□現状と課題

学校教育活動における男女の平等教育について、とくに男女差による教育は行っていない。幼稚園はもとより小学校においても、男女とも全く同一の教育課程のもとで教育されている。中学校においては、技術・家庭科において、別学をしている。しかし、今回告示された学習指導要領において、男女共、同一の履修をすることがうち出されているため、今後はこの趣旨を理解して進めていかなければならない。

学校教育の場においては、上記のように男女差による教育はほとんど行われていないが、日々の子供たちの実態をみると、いくつかの問題がみられる。まず、「女の子だから」とか「男の子のくせに」といった言葉や扱いがしばしばみられることである。これは、子供たち自身はもちろんであるが、教師の中にも、親の中にも男女差別を認める意識が根強く存在し、それが表面にあらわれている結果と考えられる。

今後は、こうした問題を厳しく受けとめ、生命の大切さ、男女のちがいの正しい認識と協力、児童・生徒の個性と能力の伸長といった点について、重点的に教育していくことが大切である。

□施策への提言

1. 男女平等観に立った教育の徹底

施 策	内 容
1) 男女平等観に立った教育に関する調査・研究	①男女平等観に立った教育プロジェクトチームの編成し、資料収集・調査研究等を進め学習内容と方法を検討する。
2) 男女平等観に立った教育に関する研修	①人権教育に関する研修を充実する。 ②男女平等観に立った性教育のあり方や内容を検討する研修を充実する。
3) 男女平等観に立った教育資料の作成	①道徳、学級指導の副読本として活用する。
4) 男女平等観に立った教育推進のための検討組織の設置	①男女平等観に立った教育推進について理解を求めるため、各校に教員、父母、地域代表による検討組織を設置し、男女平等教育の啓発を進める。
5) 人権教育の推進	①人間の個性と能力を大切にする教育の実践に努める。 ②女性差別を認めない教育の実践に努める。 ③弱い立場の人を思いやる心を育てる教育の実践に努める。地域でのボランティア活動などを通じて、老人や身障者の介護、障害児等との交流の機会を設ける。

2. 進路指導の充実

施 策	内 容
1) 進路指導に関する資料の充実	①進路指導手引きの検討、充実を図る。 ②進路情報や職業観の育成に役立つ資料の収集、整備を行う。
2) 指導方法の充実	①進路指導の計画的実施と個別指導を充実する。 ②個性、能力及び適性に即した指導、援助を行う。 ③家庭・学校・関係諸機関との協力、連携を強化する。 ④中学校及び高等学校間における進路指導の連携を強化する。 ⑤学歴偏重の風潮や、勤労軽視の傾向などの改善、指導を行う。

3. 中学校家庭科における男女共修の推進

施 策	内 容
1) 男女共修推進のための教職員研修の実施	市内中学校家庭科教育研究会の組織において以下の調査・研究をする。 ①現行の男女共修について、実態調査をし、問題点の把握をする。 ②新学習指導要領に基づく男女共修領域の教材研究と指導法を研究する。 ③男女共修の学習内容と方法についての研究
2) 男女共修領域の実践研究の実施	①各校での工夫・実践を行い、男女共修の効果的指導を図る。

4. 性教育の推進

施 策	内 容
1) 性教育に関する認識の深化と指導の徹底	①発達段階を考慮し、教育課程に位置づけた年間計画の作成と充実を図る。 ②生命重視を基盤とした指導を徹底する。 ③男女の特性や役割を認めた健全な異性観を育成する。 ④学校と保健機関との連携による性教育を進める。
2) 性に関する相談の充実	①指導体制を充実する。 ②養護教諭を中心とした調査・研究を推進する。 ③相談窓口の確立と、相談員の組織の充実を図る。 ④保護者との連携を強める。

項目 2. 婦人問題の啓発の推進

□現状と課題

長い歴史の中で生じた固定的な性別役割分業観や、女性の能力に対

する偏見などに基づく社会慣習が、婦人問題として、様々な形で女性の社会参加を妨げ、女性の地位向上を阻んでいる。

しかし、すべての人が、これらの婦人問題についての現状を正しく認識しているとは言えない。婦人問題の存在すら気づかずに、通り過ぎていくことがたくさんあるのではないだろうか。また、「世の中というものは、こんなものだ」とか、「何を言っても変わるわけではない」などと、あきらめている人も多いのではないだろうか。

「婦人問題は、女性の問題だ」と、他人事として関心すら示さない男性も多い。一方、女性自身にも、現状を肯定する意識や態度があることも事実であり、このことが婦人問題を一層複雑にしている。

このような意識の違いや無関心さを改め、問題を正しく認識し、私たちは、これから先いかにあるべきか、いかに行動していくのかを考えて、単に、女性だけの問題として捉えることなく、人間全体、社会全体の問題として取り組んでいく姿勢が大切である。

本市では、昭和60年度から、これらの婦人問題の啓発のため、婦人問題講座を実施している。年々その受講者も増え、市民の関心も次第に大きくなっていることがうかがえる。

今後は、古くからの社会慣習や偏見にとらわれることなく、男女平等観に立った社会、男女が共に参加する社会を創造していかねばならない。

それには、ただ単発的に形だけの行事を行うだけでは、真の取り組みにはならない。計画的に継続的に実施することが大切である。また、一時期の成果や個々の外部評価にとらわれることなく、大きな視野に立った粘り強い実施が肝要である。

婦人問題について、社会全体の意識を変革していくためには、家庭教育や社会教育の場における、様々な啓発活動が必要であり、その解決に向けての様々な行事の開催、活動の援助、並びに、それを促進する情報の収集及び提供が図られねばならない。また、婦人問題の実態

を常に把握することが大切で、そのための調査及びそれに基づく研究を充実させていくことが必要である。

□施策への提言

1. 婦人問題についての啓発活動

施 策	内 容
1) 婦人問題に関する意識啓発のための社会教育の推進	①婦人問題に関する講演会・各種講座を充実する。 ②“よっかいち女性のつどい”を実施する。 ③企業研修における啓発講座の促進を働きかける。
2) 婦人問題に関する意識啓発のための家庭教育の推進	①家庭教育学級・講座を充実する ②男女が共に参加する家事・育児に関する講座を実施する。
3) 婦人問題に関する自主学習活動への援助	①市内女性サークルの交流促進を図る。 ②地域学習グループの援助（場の提供）を行う。

2. 婦人問題に関する情報収集と提供

施 策	内 容
1) 啓発資料の発行	①婦人問題に関する記事を広報へ掲載する。 ②婦人問題情報紙を発行する。 ③婦人問題ハンドブックを発行する。 ④婦人問題に関するチラシを作成し、配布する。
2) 図書・資料・情報の提供	①婦人問題、女性の社会活動に関する資料収集（図書、VTRテープ、行政資料）を進める。 ②家庭教育に関する資料収集を進める。 ③図書・情報コーナーを設置する。
3) 相談の充実	①女性総合窓口を身近な場所に設置する。 ②女性の悩みなどの相談に応じられる専門相談員を配置した相談室を設置する。

3. 婦人問題関係の調査研究の充実

施 策	内 容
1) 調査・研究	①婦人問題に関する市民意識実態調査を実施する。 ②婦人問題に関する施策の研究・企画を行う。

項目3. 生涯にわたる学習活動の促進

□現状と課題

労働時間の短縮や家事労働の軽減による自由時間の増加や、女性の教育水準の向上などにより、女性の学習意欲は年々高まり、女性を中心とする各種の学習活動が活発になっている。

昭和63年度に行った本市の生涯学習に関するアンケートによると、4人のうち3人が「今後、何か学習したい」と回答しているなど、市民の学習に対する意欲は旺盛である。

本市は、市民の多様な学習要求に応えるため、地区市民センターにおける学習講座のほか、昭和53年度から市民大学を開設し、昭和62年度には、従来の一般クラスに加えて熟年クラスを新設するなどその充実に努めている。市民大学の受講者（一般クラス）をみると、この数年、女性の増加が著しく、男性を上回る受講者数になっている。

また、その内容は、全国的にも水準は高く、平成元年度の場合、一般クラスは5講座（各講座平均9回・定員各150名）、熟年クラスは年間23回の講座・実習等を実施している。しかし、同アンケートにおいては、さらに学習の機会、内容の充実を求める声が強い。

女性が、生き甲斐のある充実した人生を送るには、生涯にわたり何かを学び、自己実現を図っていく姿勢が必要である。一方、女性が、結婚を機会に、すべての拠り所を夫にもとめ、人間としての自立を失うことなく、家庭の中にあっても、常に社会との接触と関係を保ち、学習を続け、社会への適応力を養うことが大切である。

女性の社会参加が活発になり、今後、男性と同様に一生の大部分を仕事を持って生きる女性が増加することが予想される。女性が自分の能力を生かして職業に就くためには、新たな能力の開発や伸長を図るための職業教育・訓練についても、今後大きな課題となってくる。それには、「女だから」という固定的な観念にとらわれることなく、積極的な学習姿勢が望まれる。しかし、女性の学習内容は、芸術、趣味、家庭・日常生活に関することが多く、職業上の知識や技能に関する学習は、それほど活発ではない。また、男性が、自然科学や社会科学も含めた幅広い学習をしているのに対して、女性は人文科学などを中心とする比較的狭い分野にかたよりがちである。

また、学習の場についてみると、同アンケートで「身近かな所に学習施設が欲しい」と回答した人が多いように、学習活動の場の確保も重要な課題である。地域グループは、地区市民センターや学校開放の活用により確保しやすいものの、メンバーが広域にまたがるグループについては、現在、文化会館など有料でかつ限られた施設でしか活動の場がない状況にある。

これらの課題を解決するためには、まず、女性が生涯にわたり自主的な学習活動が進められるよう、その啓発と援助に努めなければならない。そして、そのための学習情報の提供や学習相談活動の充実に努めるほか、学習の場や学習の機会を豊富に提供するとともに、様々な学習や社会活動を行う個人やグループの交流が図られるよう、学習・交流の場を広く設けることが必要である。

今後、男女平等の視点に立った生涯教育の一層の推進を図らねばならない。

□施策への提言

1. 生涯にわたる学習機会の提供

施 策	内 容
1) 学習講座等の開催	①市民大学を充実する。 ・一般クラス ・熟年クラス ②消費者講座、福祉講座、健康づくり教室等を開催する。 ③体験学習・見学行事を実施する。

2. 生涯学習に関する情報収集と提供

施 策	内 容
1) 学習情報の収集と提供	①学習情報の収集・整理方法の統一化を図る。 ②民間情報の収集、提供に努める。 ③各種通信教育・放送事業の周知促進を図る。 ④コンピュータ情報提供システムの開発を行うとともに、キャプテン・システムの活用を進める。 ⑤図書館、地区市民センター図書室等における図書の実を充実を図る。
2) 相談の充実	①生涯学習情報コーナーを設置する。 ②専門学習相談員を配置する。

3. 生涯学習施設の充実（学習活動の場の提供）

施 策	内 容
1) 公的学習施設の整備	①地区市民センターを整備する。 ②図書館の拡充整備を図る。 ③学校開放を推進する。 ④生涯学習センターを建設する。 ⑤女性の学習拠点施設を建設する。 ⑥視聴覚機器等を充実する。
2) 民間学習施設の利用促進	①町公会所等の利用促進を働きかける。 ②企業研究施設の利用促進を働きかける。 ③民間カルチャーセンター等との連携を進める。

4. 自主的学習活動の充実

施 策	内 容
1) 学習活動の援助、促進	①自主的学習グループの交流会を開催する。 ②学習指導者の育成と確保を図る。 ③生涯学習推進大会の開催による啓発を進める。

6. 推進体制の整備充実

項目1. 施策推進体制の整備

□現状と課題

現在、女性に関する諸施策については、教育委員会社会教育課を中心とし、関係各課により対処している。

この問題に関する社会的関心の高まりとともに、関連部局も地域活動中心から福祉・健康・雇用に関する施策を取り扱う部局にまで拡大してきており、全体をバランスのとれた施策とするための企画調整機能の強化が必要となってきた。女性の資質向上をめざす「女性職員研修会」は、本年で第4回目を実施しており、また女性職員による自主研修グループも結成され、女性同士のネットワークづくりも試みられている。今後の女性職員の研修については、その方法・対象範囲等検討を行いつつ充実を図ることが必要である。

情報提供活動の推進については、現在、様々な情報を必要に応じて広報紙により提供している。これまで、「広報よっかいち」により婦人問題の特集を行い、諸課題を市民向けに分かりやすく整理して掲載したほか、女性差別についての連載を行っている。今後もこれらを継続的に実施していくとともに、現在、諸課題それぞれに対応したかたちでの情報提供となっているものを見直し、全体の情報を整理する必要がある。

□施策への提言

1. 担当課（室）の設置

施 策	内 容
1) 企画調整部門への女性職員の配置及び担当課（室）の設置	①施策の全体調整の必要性の高まりのなかで各関連部局の位置づけを整備し、バランスのとれた施策の推進を図るため、まず全庁的企画調整部門への担当職員（女性）の配置を行い施策の熟度を高め、その後、「女性施策推進課（仮称）」を設置する。

2. 職員研修等の充実

施 策	内 容
1) 職員研修の充実	①女性の管理職への登用、女性の感覚による施策の必要性の高まり等、その資質の向上は、時代の流れからしても必須のものと考えられるため、社会情勢に適応した職員研修を推進する。

3. 情報提供活動の推進

施 策	内 容
1) 情報メディアの整備と提供内容の充実	①情報の提供は、ある体系に基づき提供するのが望ましく、情報の整理・情報伝達メディアの整備を行い、提供内容の充実を図る。

V. ま と め

1975年、国連では国際婦人年を設けた。この年、国連国際婦人年事務局長という重責を果たした人に、ヘルビ・シビラさんというフィンランドの女性弁護士がいた。このシビラさんは、東京での国際婦人年の記念集会で、次のような挨拶をしている。

「時間は私たちの味方ではなかった。自ら戦わずして、一体誰が平等を与えてくれるのでしょうか、差別され抑圧されたグループで、自ら戦わずして変化をもたらすことのできたものは今までにありません・・・。」

このヘルビ・シビラさんの言葉に代表される意識が、この十数年間にわたる婦人問題における躍動的な運動の展開と見事な成果の原動力となっている。

その具体的な成果は、当報告書の本文「1-1 国際的な動き」、および「1-2 国内の動き」の中で歴史的な流れをたどって述べたように、国際的にも、国内的にも、目を見張るような運動の展開であった。

三重県では、昭和62年12月、婦人施策の総合計画として「アイリスプラン」の策定として実を結ぶこととなった。

本市においては「1-3 本市における婦人問題への取組み」でふれているように、昭和60年度から毎年「婦人問題講座」を開催することとなったが、その中から自発的に婦人問題を考える運動が起こり、昭和61年12月、四日市市婦人問題懇話会が発足している。この懇話会は、昭和63年1月、18項目にわたる「提言」をまとめ市長に報告した。また、市は、平成元年度からスタートした「四日市市総合計画基本構想」の中に、「女性の地位向上」を施策の基本方針に掲げ、「女性の社会的地位の向上を目指した自主的な市民活動が展開されるよう、その啓発・支援に努め、女性のもつ優れた能力や可能性を十分に伸ばすことのできるよう努める」ことを打ち出した。

このような経過の中で、当四日市市婦人問題研究会が、昭和63年12月、

本格的に発足し、本市の女性に関する施策の問題点を探り、今後の進むべき方向と具体的な施策について報告書をまとめることとなった。

当報告書では、市政の各部門を担当するスタッフの協力を得ながら、次の六つの基本的な課題について具体的な施策を求めることとなった。

1. 「社会参加の促進」として、女性と男性が共に参加してつくり上げる社会の実現を考えた。
2. 「男女の雇用機会均等の確保と就労環境条件の向上」として、女性の職場進出に伴う就労環境の整備はもとよりのことであるが、労働を通して人はその人格の形成や向上を目指すものであることを考えた。
3. 「健康の増進」として、人生80年時代の健康を考え、とりわけ女性としての健康はまた、母なる性の健康とつながっていることを考えた。
4. 「福祉の充実」として、社会保障制度の充実をとりあげ、中でも、高齢者福祉のより手厚い施策を要望するものとなった。
5. 「男女平等意識の向上と学習活動の促進」としては、男女平等観に立った人間形成を幼少年期から形成する必要はもとより、家庭や地域の大人たちにも、このことの認識を求めるものとなった。
6. 「推進体制の整備充実」としては、前述の基本課題を推進するための行政施策の総合化、統合化を図ることが重要であることを考え、婦人問題担当課（室）の設置の要望にも言及した。

以上は、「Ⅲ. 婦人問題施策体系表」に一覧できるようになっているが、今後、四日市市政の中で、ことに「四日市市総合計画基本構想」の推進過程で、具体的に組み込まれていくことを望むものである。

女性がいきいきと生きることのできる社会は、男性にとっても、また、いきいきと生きることのできる社会である。男女平等に立った社会の実現を目指す運動は、この十数年にわたって、女性自身の努力によって長足の発展をみせた。そして、今や男性自身をも覚醒させることとなった。とはいえ、この運動は、今まさに動き出したところである。まだまだ、その道

は遠いことを、私どもはお互いに知っている。

男女平等社会の実現、理想の実現には、当事者たる私どもの努力が、これからも必要である。

私どもが、21世紀に立って、喜びをもってこれらの課題を振り返ることができるよう心から願ひ、この報告書のまとめとしたい。

付 録

(1)四日市市婦人問題研究会会議経過

(2)四日市市婦人問題研究会設置要綱

(3)四日市市婦人問題研究会委員名簿

四日市市婦人問題研究会会議経過

- ・ 第1回会議 昭和63年12月 2日 委員委嘱
- ・ 第2回会議 平成元年 1月27日 「四日市市における婦人問題に関する
取り組みの経過」について
- ・ 第3回会議 平成元年 3月24日 「男女平等意識の向上と学習活動の促
進」について
- ・ 第4回会議 平成元年 5月19日 「福祉の充実」について
- ・ 第5回会議 平成元年 6月30日 「健康の増進」について
- ・ 第6回会議 平成元年 7月28日 「男女雇用機会均等の確保と就労環境
条件の向上」について
- ・ 第7回会議 平成元年 9月 1日 「社会参加の促進」「推進体制の整備
充実」について
- ・ 第8回会議 平成元年 9月29日 全体のまとめ（その1）
- ・ 第9回会議 平成元年11月24日 全体のまとめ（その2）
- ・ 第10回会議 平成2年 1月19日 研究会報告書案のまとめ

四日市市婦人問題研究会設置要綱

(設置)

第1条 四日市市における婦人問題の現況と課題を検討し、今後の婦人施策の推進に資するため、四日市市婦人問題研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 研究会は、委員15人以内をもって構成する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学職経験者
- (2) 婦人関係団体代表
- (3) 福祉関係者
- (4) 企業（人事担当）関係者
- (5) 労働団体代表
- (6) 保健関係者
- (7) 教育関係者
- (8) その他市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から昭和65年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 研究会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 研究会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

3 研究会は、必要があるときは、その都度関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は研究会で定める。

附 則

この要綱は、昭和63年12月2日から施行する。

四日市市婦人問題研究会委員名簿

(昭和63年12月2日現在/敬称略)

学識経験者	名城大学法学部教授	○平川 亮一
	暁学園短期大学助教授 (家政学)	長尾 陽子
婦人団体代表	四日市市婦人会連絡協議会会長	坪井 妙子
福祉関係者	市立保育園連合保護者会書記	土井 数馬
	四日市市民生委員協議会婦人部長	奥村 光子
	老人福祉ボランティア	伊藤 マサ子
保健関係者	三重県四日市保健所長	邨 瀬 千里
	社会体育 (健康づくり) 指導者	米川 郁子
企業関係者	ジャスコ (株) 中部事業本部 北勢事業部 人事総務部長	山口 憲光
労働団体代表	三泗地区労働者福祉協議会事務局長	四本 文夫
教育関係者	四日市市立中部東小学校教諭	山本 道子
	元小学校PTA会長 (汲川商店常務)	堀 尅
その他 (前婦人問題 懇話会委員)	主婦 (津家庭裁判所四日市支部調停委員)	平野 時子
	主婦 (暁学園小学校講師)	今井 千津子

(○印は座長)

四日市市における

女性の地位向上をめざして

〔四日市市婦人問題研究会報告書〕

平成2年3月発行

編集 四日市市婦人問題研究会

発行 四日市市教育委員会社会教育課

〒510 四日市市諏訪町1-5

電話(0593)54-8238、8239

I. 四日市市における婦人問題への取組の経過

1. 国際的な動き

人口の半分を占める女性の潜在力を十分に活用し、男女平等及びあらゆる分野への女性の参加を促進することを目標に、婦人の地位委員会の提案によって国連は1975年（昭和50年）を国際婦人年とすることを決定した。

「平等・発展・平和」をテーマに、国際婦人年世界会議がメキシコシティーで開催され、会議には133ヵ国、約3000名が参加。

「世界行動計画」と「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」が採択され、今後10年間の指針が示された。

さらに、その翌年の1976年から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の10年」とし、各国政府に国際婦人年の目標達成の促進を要請した。

この中間年にあたる1980年（昭和55年）には、「国連婦人の10年中間年世界会議」がデンマークのコペンハーゲンで開かれ、女子差別撤廃条約の署名が行われた。日本もこれに署名し、国内法・制度の条件整備を行って、1985年6月に批准した。

最終年の1985年には、「国連婦人の10年1985年世界会議」がケニアのナイロビで開かれ、「2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」を全会一致で採択した。

2. 国内の動き

我が国では、1975年に決定された「世界行動計画」に基づき、婦人に関する総合的対策の推進のため、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部が置かれ、事務局として総理府に婦人問題担当室ができた。

また、同時に内閣総理大臣の私的諮問機関として、民間の婦人団体の代表者有識者で構成された婦人問題企画推進会議が設置され、その報告に従って婦人問題企画推進本部は、1977年（昭和52年）1月に「国内行動計画」を策定した。

- これは、
- ①法制上の婦人の地位向上
 - ②男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人参加の促進
 - ③母性の尊重及び健康の擁護
 - ④老後等における生活の安定の確保
 - ⑤国際協力の推進

の5項目を課題とし、今後10年間にわたる総合的な施策を目標としている。1986年（昭和61年）3月、推進本部は、婦人問題企画推進有識者会議に対し、来たるべき21世紀に向けて婦人の地位向上を図るための長期的展望に立った婦人関係施策の推進についての意見のとりまとめを依頼し、1987年（昭和62年）3月、その意見を受け、男女共同参加型社会の形成を目的として、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定した。

- これは、
- ①男女平等をめぐる意識改革
 - ②平等を基礎とした男女の共同参加
 - ③多様な選択を可能にする条件整備
 - ④老後生活等をめぐる婦人の福祉の確保
 - ⑤国際協力及び平和への貢献

の5つの基本方向よりなっている。

1975年の国際婦人年と、その翌年からの「国連婦人の10年」（1976年～85年）を契機として婦人問題への関心が高まり、まさに80年代は女性にとって変革の時期であったと言える。

この間、「男女雇用機会均等法」の制定や「労働基準法」の改正など法の整備もなされ、国や自治体でも積極的な取り組みも行われ

るようになってきた。

このような情勢のなかで、地方公共団体においても、婦人問題に関する諸施策を総合的に調整する専門の部署を設けたり、行動計画を策定するなど、婦人行政の推進に積極的に取り組む姿勢が徐々に出てきている。昭和62年12月には、三重県が婦人施策の総合計画「アイリスプラン」を公表し、具体的な取り組みが試みられようとしている。

3. 本市における婦人問題への取り組み

本市においては、昭和59年度に“婦人に関する施策の連絡及び調整の窓口”を社会教育課に置き、昭和60年度から毎年「婦人問題講座」を実施している。初年度の婦人問題講座が終了した後、受講者の中から“もっと婦人の意見を聴いてもらえる場を設けてほしい”という声をきっかけに昭和61年12月に「四日市市婦人問題懇話会」が発足した。

この婦人問題懇話会は、委員12名で構成され、昭和63年1月まで9回の会議を重ね、婦人問題の現況及び問題点を整理するとともに、その内容を18項目の提言にまとめ市長に報告した。

また、平成元年度から新たにスタートした「四日市市総合計画基本構想」において、はじめて「女性の地位向上」を施策の基本方針に掲げ、「女性の社会的地位の向上を目指した自主的な市民活動が展開されるよう、その啓発・支援に努め、女性のもつ優れた能力や可能性を十分に伸ばすことのできるよう努める」ことを打ち出している。

このような経緯を経て、本市における21世紀に向けた女性施策の具体的な内容を研究するため、昭和63年12月に「四日市市婦人問題研究会」を発足し、当報告書をまとめるに至った。